令和８年10月29日発行　第２号　埼玉県警察本部交通部交通総務課

事故に遭わない、起こさないために

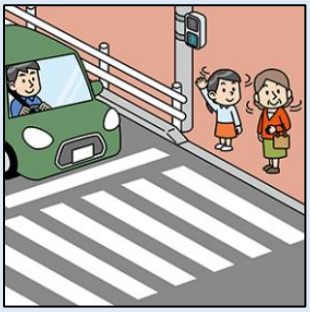
交通安全ニュース

みんなで学ぼう！

シニア向け

道路横断中×高齢者 交通死亡事故が多発しています！

道路横断時のチェックポイント



1. 信号灯火の確認（青色か）
2. 周囲の安全確認（車は止まったか）
3. 早朝・薄暮時間帯※における反射材の着用



◎時速60キロの車は３秒で約50メートルも進むため、車が遠くに見えているから安心とは言い切れません。**車が止まるまで待ちましょう。**

◎青信号で渡るときも、必ず**周囲の安全を確かめましょう。**

◎秋口から年末にかけて日の入り時刻が早まります。反射材を着用するなど周囲に自分の存在を知らせる**「見せる意識」**を持ちましょう。

※薄暮時間帯…日の入り時刻の前後１時間

挑戦 ○×クイズしてみよう！



ご家族、ご友人と話し合いながら、考えてみましょう！
○か×で答えてね！

問１　70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができる。

答え　○

次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

- 道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
- 13歳未満の子供や**70歳以上の高齢者**又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- 車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき



「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示